

# 公立学校施設整備国庫負担金・交付金制度の概要について

H22.10.7

福島県教育庁財務課施設財産室

## I 制度の趣旨

公立学校施設費国庫負担・交付事業は、義務教育諸学校施設費国庫負担法等に基づき、公立学校建物（校舎、屋内運動場、寄宿舍、学校体育施設等）の施設整備に要する経費に対し負担金（交付金）交付を行う。

## II 安全・安心な学校づくり交付金事業について

### 1 耐震改修に関する主な事業の種類

#### ①危険改築事業（算定率1/3 特例(過疎、特別豪雪、原子力立地地域等)5.5/10)

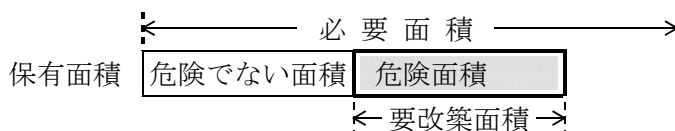
##### (1) 事業趣旨

構造上危険な状態にある建物の改築を行い、教育条件の改善を図る。危険建物とは耐力度点数が木造で5,500点以下、非木造で4,500点以下の状態にある建物。（但し、平成19年度までに実施した耐力度調査の結果が5,000点以下になったものであれば、危険建物として取り扱う。）

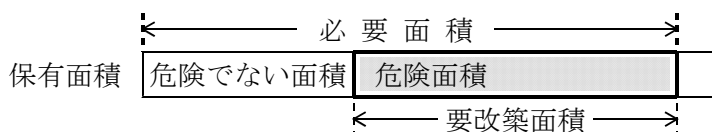
##### (2) 資格の算定

$$\begin{array}{|l} \text{学級数に応ずる必要面積} \\ \text{又は保有面積のいずれか} \\ \text{少ない方} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{当該学校の保有面積の} \\ \text{うち危険でない部分の} \\ \text{面積} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{補助資格面積} \\ \text{=要改築面積} \end{array}$$

ア 保有面積が必要面積より少ない場合



イ 保有面積が必要面積より多い場合



##### (3) 留意事項

ア 豪雪地帯にある木造の建物、特別支援学校、昭和45年以前建物、全面改築・別敷地移転並びに適正配置の場合等は、耐力度点数が500点緩和される。

イ 耐力度調査について

- ・耐力度調査は、市町村が設計事務所等に予備調査を委託（木造建物については直営でも良い）して実施し、その結果を県営繕課職員が現地で計測・確認を行う。但し、市町村教育委員会に1級建築士資格を有する施設担当者がいる場合は、その者が現地で計測・確認を行い、県の現地確認は要さない。
- ・耐力度調査は、事業実施予定の前年度又は前々年度に実施することが望ましい。

②不適格改築事業（算定率 1/3 又は 1/2 特例(過疎、特別豪雪、原子力立地地域等)5.5/10)

(1) 事業趣旨

教育を行うのに著しく不適当な建物の改築を行い、教育条件の改善を図る。

不適格建物・・構造上不適格＝I s 値 0.3 未満の耐震力不足建物

教育機能上不適格＝全面改築または適正配置のための改築

(2) 資格の算定

不適格な部分の面積＝補助資格面積

(3) 算定割合の嵩上げ

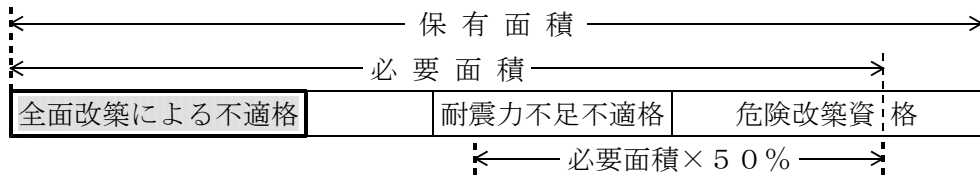
地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園、小中学校及び特別支援学校（幼稚部、小学部及び中学部）の校舎、屋内運動場及び寄宿舎の改築事業のうち、以下に該当するものは算定割合が 1/2 となる。

a Is 値 0.3 未満又は q 値 0.5 未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物のうち、コンクリート強度が 10.0N/mm<sup>2</sup> 未満であるもの。

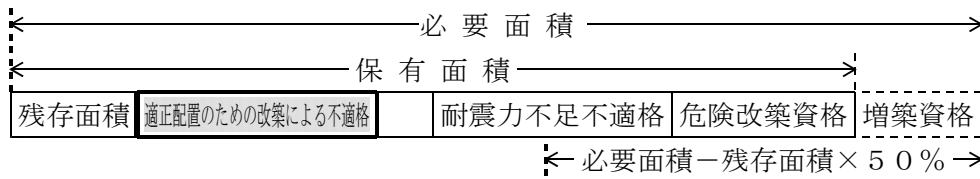
b Is 値 0.3 未満又は q 値 0.5 未満の非木造建物及び Iw 値 0.7 未満の木造建物のうち、技術上補強を行うことが困難であると文部科学大臣が認める場合（「公立学校建物の耐震診断等実施要領に基づく耐震診断方法の適用等について（通知）」（平成 22 年 4 月 9 日付け 22 施施助第 5 号）による）。

(4) 留意事項

ア 全面改築の場合は、全面改築による不適格改築以外の補助資格面積が必要面積の 50% 以上なければ不適格の資格は認められない。（非木造建物の場合は築後 20 年以上経過した建物が対象となる。）



イ 適正配置のための改築の場合は、適正配置による改築以外の補助資格面積が必要面積から残存面積を引いた面積の 50% 以上なければ不適格の資格は認められない。（非木造建物の場合は築後 10 年以上経過した建物が対象となる。）



③地震補強事業（算定率 1/2 又は 2/3）

(1) 事業趣旨

対象事業は給食施設及び武道場を含めたすべての学校施設（放課後児童クラブのような児童福祉施設等は含めない）のうち、以下に該当するものを補強する。

- ・ Is 値が 0.7 未満又は q 値が 1.0 未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。
- ・ Is 値がおおむね 1.0 以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物。
- ・ Iw 値 1.1 未満の木造建物。

なお、非木造建物については補強後の当該建物に係る  $I_s$  値が 0.7 を超え、かつ  $q$  値が 1.0 を超えること。木造建物については補強後の当該建物の  $I_w$  値が 1.1 を超えること。又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 資格の算定

補強を要する建物の面積＝交付対象面積

(3) 事業種別及び算定割合

ア 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立小中学校における非木造校舎及び非木造屋内運動場の補強事業（次項に掲げるものを除く）。算定割合は  $1/2$

イ 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園、小中学校及び特別支援学校（幼稚部、小学部及び中学部）の校舎、屋内運動場及び寄宿舎の補強事業のうち、以下に該当するもの。算定割合は  $2/3$

a  $I_s$  値が 0.3 未満、又は  $q$  値が 0.5 未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。

b  $I_w$  値が 0.7 未満又はそれに相当する値の木造建物。

ウ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に基づく補強事業。算定割合は  $1/2$

(4) 留意事項

ア 耐震診断（建築物耐震診断判定委員会の判定を含む）・実施設計及び耐震補強設計内容についての所管行政庁の認定は、原則として事業前年度までに完了すること。

イ 耐震診断の結果及び耐震補強設計の内容については、チェックリスト等に基づき、県営繕課職員の内容聴取を実施する。

ウ 交付金事業においては耐震診断費用に対する直接補助は無い。交付申請時に交付金算定対象（実工事費に含む形）となっているが、実質的には実工事費が配分基礎額を下回らない限り、補助されない仕組みとなっている。

2 交付金の算定方法

文部科学省における予算区分ごとに、それぞれの事業について補助資格面積（又は箇所）に面積単価を乗じた金額（配分基礎額）に算定率を掛けた額の合計とそれぞれの事業の実工事費に算定率を掛けた額の合計を比較し、いずれか低い方に事務費（1%）を加算した金額が交付金額となる。なお、配分基礎額に基づく場合は文部科学省の予算の範囲内で実工事費を超えない範囲で交付金額が調整される場合がある。

3 整備計画書について

「安全・安心な学校づくり交付金」の交付にあたっては、整備計画書の公開が必要となる。よって、一番最初に交付金対象事業を実施する年度を初年度として、3ヶ年の範囲で整備計画書を作成する。